



この書面では、ペット保険(アクサダイレクト いぬのきもち保険 ねこのきもち保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項をいいます。

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をいいます。

ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、「ペット保険 普通保険約款/特約」または当社ホームページ(<http://www.axa-direct.co.jp/>)をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

用語のご説明 この「契約申込のご案内(兼重要事項説明書)」にて使用している主な用語のご説明は以下のとおりです。

用語	説明
キ 記名被保険者	保険の対象となるペットの飼い主(個人)の方で、保険証券記載の方をいいます。
ケ ケガ	ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)、細菌性食物中毒を含みます。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状は除きます。
コ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書兼告知書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの(注)をいいます。 (注)他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。
シ 始期日	保険期間の初日をいいます。
シ 支払限度額	保険期間中にお支払いする保険金の合計の限度額をいいます。
シ 獣医学の水準	獣医学における臨床上の知見および専門的・学術的見地に基づき、治療の有効性、合理性、適合性を確保するための一般的基準をいいます。
シ 獣医師	獣医師法(昭和24年6月1日法律第186号)に定める獣医師名簿に登録され、免許を交付されている者をいいます。被保険者が獣医師の場合は、被保険者以外の獣医師をいいます。
シ 手術	獣医師がペットに対して治療のために麻酔を用いて行う切開・切除などの行為をいいます。ただし、麻酔を使用する診断行為は含みません。
チ 治療	獣医学の水準に従い、ペットの健康回復に獣医学上必要な措置(入院、通院(注1)または手術(注2))をいいます。 (注1)獣医師による治療が必要な場合に病院などに通いペットに獣医師の治療を受けさせることをいいます。 (注2)ペットの身体の健康状態維持またはその減退の防止に必要な場合を含みます。
ト 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ニ 入院	獣医師による治療が必要な場合において自宅などでの治療が困難なため、ペットを病院などに入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
ヒ 被保険者	保険証券記載の記名被保険者または以下のいずれかの方をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
ヒ 病院など	獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)に定める診療施設をいいます。
ヒ 病気	獣医学の水準から判断して、ペットの身体の状態が異常であると診断される身体障害であって、傷害以外の場合をいいます。ただし、妊娠、出産、帝王切開など通常の繁殖にかかわる場合を除きます。
フ 普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
ヘ ペット	保険証券記載の犬または猫(注)をいいます。 (注)商業目的の犬または猫、盲導犬・聴導犬などの身体障害者補助犬、猟犬、闘犬、警察犬などは除きます。
ホ 保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガ、病気または事故による損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
ホ 保険契約者	当社に保険契約をお申し込みされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
ホ 保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
マ 満期日	保険期間の末日をいいます。
メ 免責金額	保険証券記載のお支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担額になります。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 契約概要

この商品は、ペットがケガまたは病気により日本国内で獣医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担されたペットの治療費のうち、一定割合(保険金支払割合)を補償する保険です。基本となる補償、セットすることができる特約(任意セット特約)などは次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる主な特約 (自動セット特約)	セットすることができる特約 (任意セット特約)	ご契約条件に応じて セットされる主な特約
補償のトピック	治療費用保険 (注1) ペットのケガまたは 病気に伴う費用 ●診察費、処置費 ●入院費 ●手術費用 など	免責金額 不適用特約	ペット保険賠償 責任危険補償特約 (示談交渉付)	特定傷病補償 対象外特約 (注2)

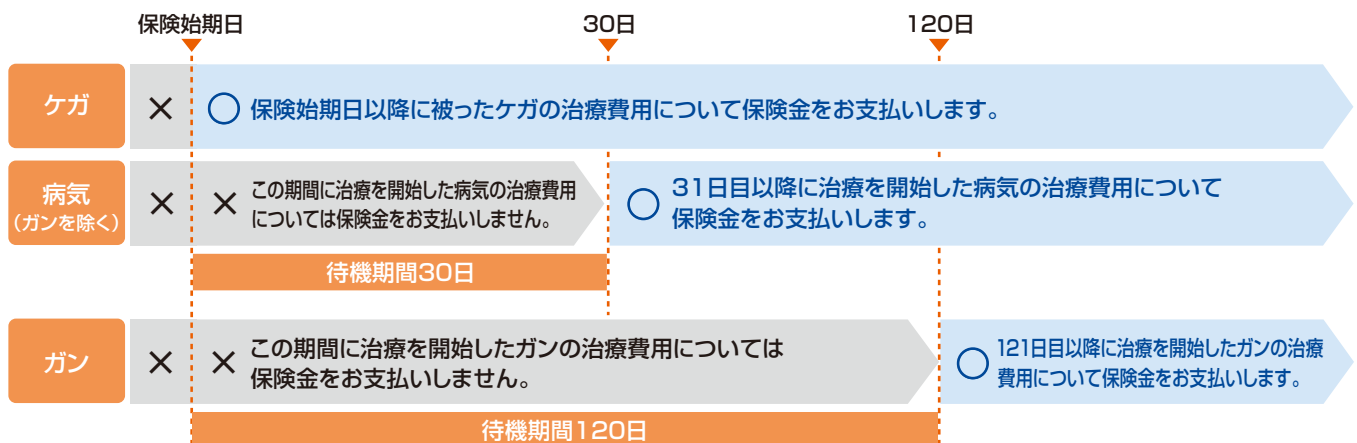
(注1) 保険金支払割合に応じた金額を治療費用保険金としてお支払いいたします。下表のプランからお客さまのニーズに合わせてお選びいただけます。

プラン	治療費用	
【プラン 70】 ◆保険金支払割合 70% ◆保険期間中の支払限度額 70万円	お客さまの自己負担額 (治療費用の30%)	治療費用保険金 (治療費用の70%)
【プラン 50】 ◆保険金支払割合 50% ◆保険期間中の支払限度額 50万円	お客さまの自己負担額 (治療費用の50%)	治療費用保険金 (治療費用の50%)

(注2) ペットのケガまたは病気のうち、保険証券記載の特定の傷病の治療費用について保険金が支払われないことを約定する特約です。新規ご加入時および継続時の審査の結果、この特約をセットする条件での引き受けとなる場合があります。

重要 新規契約の場合の待機期間について(継続契約の場合は待機期間はありません。)

新規加入の場合、病気に関しては、保険始期日から30日間(ガンの場合は120日間)の「待機期間」があります。(ケガの場合は、待機期間はありません。) 待機期間中に治療を開始した病気は保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、待機期間終了後であっても、保険始期日前に既に発生していたケガまたは病気は、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。



① 基本となる補償

基本となる補償は、治療費用保険となります。「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払いしない主な場合」は以下のとおりです。詳細は、「ペット保険 普通保険約款/特約」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療費用 保険金	<p>保険期間中にペットがケガまたは病気となり、日本国内で獣医師の治療（注1）を受けた場合に、その治療費用（注2）について保険金支払割合に応じた金額を治療費用保険金としてお支払いします。なお、保険期間中にお支払いする保険金の総額は、保険金支払限度額を限度とします。</p> <p>（注1）獣医学の水準に従い、その範囲および種類に関し臨床上一般的に認められている診断と治療方法に相当するもので、その必要性、妥当性および適合性が認められる治療をいいます。</p> <p>（注2）次の治療費用などをいいます。</p> <p>① 獣医師の行う診断（諸試験またはX線検査などの諸検査を含みます。）に要する費用、診察費、処置費および手術費</p> <p>② 病院などの入院費</p> <p>③ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p>	<p>① 始期日前に既に発生していたことが判明したケガまたは病気</p> <p>② 待機期間中に治療を開始された病気。詳しくは、「1. 契約締結前におけるご確認事項(1)商品の仕組み 重要 新規契約の場合の待機期間について」をご確認ください。</p> <p>③ 飼い主の方などの故意もしくは重過失、または、飼い主の方などの自殺、犯罪もしくは闘争行為に伴って生じたペットのケガまたは病気</p> <p>④ 飼い主の方などが故意もしくは重過失により治療を怠ったケガや病気</p> <p>⑤ 地震、噴火、津波、風水害などの自然災害、または核燃料物質などの放射性、爆発性などの有害な特性によって生じたケガまたは病気</p> <p>⑥ ワクチンなどにより予防可能な以下の病気（ワクチンなどの予防措置がなされ、その予防措置の有効な期間中に発症した場合を除きます。）</p> <p>狂犬病、ジステンパー感染症、犬パラインフルエンザ感染症、アデノウイルス感染症、犬コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症、犬パルボウイルス感染症、フィリア症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症などをいいます。</p> <p>⑦ 猫伝染性腹膜炎、猫後天性免疫不全症候群（FIV、いわゆる猫エイズ）をいいます。）</p> <p>⑧ 次の病気などについては、保険金をお支払いしません。</p> <p>ウォブラー症候群、肘関節形成不全、肘関節の尺骨離脱、肘関節のとう骨離脱、前肢とう骨の湾曲症、股関節形成不全、レッグペルテス病、膝蓋骨脱臼、眼窩の形成不全、眼瞼外反、眼瞼内反、進行性網膜萎縮、下顎骨の炎症性疾患、歯および顎の形成不全、先天性難聴、アカラジヤ、巨大食道症、口蓋裂、動脈管開存症、先天的ないし遺伝的または発達異常を原因とする病気</p> <p>※ 保険期間中に獣医師によりその病因があると判定された場合は、その保険期間内の治療に限り、保険金のお支払いの対象となります。ただし、次契約以降においてはお支払いの対象になりませんのであらかじめご了承ください。</p> <p>など</p>

② 治療費用保険金のお支払いの対象にならない主な費用

治療費用保険金のお支払いの対象にならない主な費用は以下のとおりです。詳細は、「ペット保険 普通保険約款/特約」をご参照ください。

治療費用保険金のお支払いの対象にならない主な費用	
ワクチン接種費用、予防費用など	● ワクチン接種費用、定期健診費用などの病気予防のための接種、検査、投薬などの費用
妊娠・出産にかかわる費用など	● 妊娠・出産、帝王切開、人工流産などの繁殖に関する費用および出産後の症状のための治療費用、不妊および避妊を目的とした手術および処置に伴う費用、産後の問題行動、授乳によるカルシウム不足による痙攣、その他妊娠・出産に関連した病気および症状の治療に対する費用
健康食品・医薬部外品費用など	● 健康増進を目的とする健康食品およびサプリメント費用（治療を目的としたものであるかどうかを問いません。）
代替治療など	● 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法、鍼灸治療、リハビリなどの代替的措置による治療のための費用（獣医学の水準に照らして、必要と認められる場合を除きます。）
治療付随費用など	● ペットの移送費、往診費用（滞在診療、対診費を含みます。）および夜間休日診療などでの割増費用 ● カウンセリングの費用、各種証明書類の作成費用（郵送費を含みます。）など ● 安楽死のための費用、葬儀費、埋葬費などのペットの死後に要した費用
その他	● マイクロチップ挿入費用、断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、病気治療でない手術に要する費用 ● 爪（狼爪を含む）の除去、乳歯遺残、停留鞏丸、膺ヘルニア、肛門腺除去など、健康体に施す外科手術、および爪切り、肛門嚢しぼりなどの処置費用 ● 歯石除去費用および歯科治療費用（不正咬合その他異常形成の改善治療を含みます。） ● 入浴費用（シャンプー代を含みます。ただし、獣医師が通常の治療の一環として病院などにおいて行うものを除きます。）およびノミ、マダニの除去費用

③ 主な特約の概要 契約概要

主な特約の概要は以下のとおりです。(特約の詳細および記載のない特約については、「ペット保険 普通保険約款/特約」をご参照ください。)

(ア)ご契約時のお申出により、当社が引き受ける場合にセットされる特約 任意セット

特約名	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
ペット保険賠償責任危険補償特約 (示談交渉付)	保険期間中に、日本国内でペットが他人の身体にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合に、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金(注2)をお支払いします。 (注1) この特約における被保険者は、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、および記名被保険者または配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子になります。 (注2) 1回の事故につき、1,000万円を限度とします。	① 保険契約者または被保険者の故意による損害 ② 地震、噴火または津波による損害 ③ 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動などによる場合 ④ 核燃料物質などの放射性、爆発性などの有害な特性による場合 ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体障害に対する損害賠償責任(家事従事中を除く) ⑧ 被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑨ 被保険者が借りた物または預かった物について負担する損害賠償責任 ⑩ 被保険者の心身喪失により生じた損害賠償責任 ⑪ 被保険者の指図により生じた損害賠償責任 など

重要 示談交渉について

この特約の対象となる事故について、当社では損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。ただし、下記(a)～(d)に該当する場合は、示談交渉ができませんのでご注意ください。なお、示談交渉ができない場合でも、交渉の進め方や示談書作成などの事故解決のためのお手伝いをさせていただきます。

- (a) 保険金をお支払いすることができない事故(過失割合が相手方100%の被害事故など)の場合
- (b) 事故の相手方が当社との交渉を拒んだ場合
- (c) 損害賠償額が明らかに、ご契約の保険金額を超える場合
- (d) 被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合

(イ)ご契約いただく契約内容に応じて、セットされる主な特約 ご契約条件に応じてセット

特定傷病補償対象外特約	新規ご加入時および継続時の審査の結果、ペットのケガまたは病気のうち、保険証券記載の特定の傷病を補償対象外とする条件付でのご契約となる場合にセットされる特約です。
マイクロチップ装着特約	ペットにマイクロチップが装着されている場合にセットされる特約で、マイクロチップ装着割引が適用されます。マイクロチップ装着特約の適用にはAIPOへの登録が必要となります。詳しくは、動物病院または「AIPO事務局」にてご確認ください。
健康診断の省略に関する特約	新規契約の場合にセットされる特約です。
待機期間の不設定に関する特約	病気における待機期間の規定にかかわらず、保険金をお支払いする特約です。(エクストラ継続契約(注1)にセットされます。)
告知事項一部省略特約	告知書などの提出を省略する特約です。(エクストラ継続契約(注1)にセットされます。)

(注1) エクストラ補償契約(注2)の保険期間終了後に保険期間をあげずに契約する保険契約をいいます。

(注2) ペットショップ(ブリーダーを除く)を保険契約者とし、ペット販売後一定期間をペットの購入者(飼い主)を被保険者とする当社のペット保険をいいます。

(ウ)自動的にセットされる主な特約 自動セット

免責金額不適用特約	治療費用から免責金額を差し引かずには保険金支払割合を乗じて保険金を支払う特約です。
保険期間に関する特約(自動継続)	P.7「3.契約締結後におけるご注意事項 (3)契約のご継続について」をご参照ください。

④ 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、主契約を解約したときや家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

補償が重複する可能性のある特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
ペット保険賠償責任危険補償特約(示談交渉付)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車保険の日常生活賠償責任保険 ●傷害保険の日常生活賠償責任保険 など

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間	1年間
補償の開始	原則、保険契約申込書兼告知書などの必要書類が当社に到着し、加入審査が完了した日の翌日0時となります。 (保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。)
補償の終了	保険期間最終日の24時

(3) 引受条件など

契約概要

お引き受けの条件は以下のとおりです。ただし、以下に該当する場合であっても、ご契約内容に制限を加えさせていただくことやご契約をお引き受けできない場合があります。また、保険のご加入にあたり、告知事項の内容などに基づき加入審査を行います。審査の結果、お引き受けできない場合や条件付でのご契約となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険の対象となるペット	以下の条件をすべて満たすペットが対象となります。 ●愛玩動物・コンパニオンアニマルとして家庭で飼養される犬または猫(注) ●保険始期日時点で満8歳(継続契約は、満9歳以上も引受可)までの犬または猫 (注)商業目的の犬または猫、盲導犬・聴導犬などの身体障害者補助犬、猟犬、闘犬、警察犬などは、保険の対象となりません。
ワクチン接種	ワクチン接種済みであることがお引き受けの条件となり、犬の場合は、狂犬病ワクチンをお申し込み日から過去1年以内に接種、猫の場合は、混合ワクチンを1回以上接種している必要があります。ただし、以下の場合については、ワクチンが未接種でも保険期間中にワクチン接種をしていただくことを条件にお引き受けできることがあります。 ⇒ 狂犬病ワクチンを接種していない生後5か月未満の犬の場合 ⇒ 混合ワクチンを接種していない生後90日未満の猫の場合
個体識別	ご加入にあたっては、ペットの個体識別ができることがお引き受けの条件となります。個体識別は、ご契約時にご提出いただく写真(カラー)およびマイクロチップにて確認いたします。(注) なお、個体識別ができない場合は、お引き受けできません。 (注) マイクロチップを装着していないペットは写真(カラー)のみでの個体識別となります。

(4) 保険料の決定の仕組みと保険料払込方法

契約概要

注意喚起情報

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご加入されるプラン、ペットの種類・ペットの年齢などで決定します。お客さまが実際にご加入される保険料については、保険契約申込書兼告知書などの保険料欄でご確認ください。なお、インターネットにてお申し込みいただき契約が成立した場合は、インターネット割引が適用されます。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、口座振替(月払または年払)、クレジットカード払(月払または年払)になります。(ご契約方式によりこれら以外の払込方法となる場合がございます。) なお、保険期間が始まった後でも、当社が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。(保険期間開始後に保険料の払込期日が設定されている場合を除きます。)

払込方法	口座振替(注1)	クレジットカード払(注2)
年 払(一括払)	○	○
月 払(分割払)	○	○

(注1) 新規契約で口座振替の場合は、「重要 新規契約で口座振替の場合の保険開始月と初回保険料の振替日について」をご確認ください。前年契約が口座振替の継続契約の場合は、毎月27日に1か月分を振替いたします。(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。)

(注2) 年払の場合は、保険始期日の前日、月払の場合は、初回保険料は保険始期日の前日(以降毎月11日)がご利用日となります。なお、クレジットカードの有効性が確認できない場合は、保険責任は開始されませんのでご注意ください。

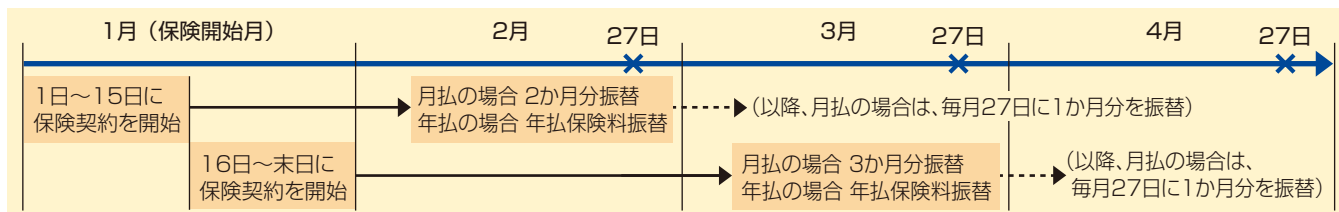
重要 新規契約で口座振替の場合の保険開始月と初回保険料の振替日について

① 始期日が、その月の15日までに開始される場合 ⇒ 翌月の振替日に保険料を振替いたします。(注1)

② 始期日が、その月の16日以降に開始される場合 ⇒ 翌々月の振替日に保険料を振替いたします。(注2)

(注1) 月払の場合は、2か月分の保険料を振替します。以降、毎月の振替日に1か月分の保険料を振替します。

(注2) 月払の場合は、3か月分の保険料を振替します。以降、毎月の振替日に1か月分の保険料を振替します。



③ 保険料の払込猶予期間などの取扱い

保険料は払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日後1か月を経過した後も保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知事項について、事実を正確に申告する告知義務があります。告知事項は、契約上重要な事項であり、ホームページ上の申込画面や保険契約申込書兼告知書の告知書欄にて当社が告知を求めたものをいいます。また、告知事項について、事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、「告知義務違反」として保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

① 告知事項

ペット保険の主な告知事項	<ul style="list-style-type: none">● 加入ペットの基本情報● 加入ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態に関する情報● ワクチン接種状況● 他のペット保険の加入の有無 など
--------------	---

② 加入ペットの健康状態の告知について

加入ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態についての告知事項については、正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社より直接お客さまへご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2)加入審査 注意喚起情報

保険のご加入にあたり、告知事項の内容などにに基づき加入審査を行います。加入審査の結果、お引き受けできない場合や特定の傷病を補償対象外とする条件付でのご契約(注)となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注)この場合、特定傷病補償対象外特約がセットされます。

(3)クーリングオフ 注意喚起情報

本保険契約は、クーリングオフ制度の対象となります。初年度契約については、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約の撤回または解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、書面でお申出ください。お申出いただける期間は、保険証券の受領日から8日以内です。この期間内に、「ペット保険 クーリングオフ係」宛に必ず郵送してください。(8日以内の消印有効)クーリングオフのお申出を受けた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返しいたします。なお、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

【クーリングオフ】

はがき以外の書面でお申出いただく場合は、「はがき裏面(必要事項)」の①～⑧の情報を記載した書面をご郵送ください。
(電話・FAX・Eメールなどでの受付はできませんのでご注意ください。)

<はがき表面(必要事項)>

<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">1 1 1 8 6 3 3</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">アクサ損害保険株式会社 ペット保険 クーリングオフ係 行</p>

<はがき裏面(必要事項)>

<p>① 保険契約をクーリングオフする旨のお申出</p> <p>② 保険契約者の郵便番号、住所</p> <p>③ 保険契約者の氏名・捺印(もしくはフルネームでのサイン)</p> <p>④ 連絡先電話番号</p> <p>⑤ 保険証券受領日</p> <p>⑥ 保険の種類 (本商品の場合は、ペット保険とご記入ください)</p> <p>⑦ 保険契約の証券番号(証券番号がわかる場合のみ)</p> <p>⑧ 以下、保険料返還用振込口座情報(注)</p> <ul style="list-style-type: none">・金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・口座名義 <p>(注)必ずご契約者様ご本人の銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行などの口座をご指定ください。</p>
--

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 注意喚起情報

保険契約者の「住所」または「連絡先」が変更となった場合など保険証券記載事項に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

(2)解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

保険期間中に解約された場合、所定のお手続き完了後に、領収した保険料より、始期日から解約日までの期間に対応する「月割料率(注)」によって計算した保険料を差し引いた額を、解約返戻金としてお支払いします。ただし、月払の場合、解約日時点で未払込保険料がある場合は、その保険料を請求させていただく場合がございます。また、支払限度額全額の保険金のお支払いがある場合、解約返戻金は発生しませんのであらかじめご了承ください。

【計算式】

$$\text{返還保険料} = \text{現在の年間保険料} \times \left(1 - \text{既経過期間に対する月割料率(注)} \right)$$

(注)月割料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

(3)契約のご継続について 契約概要 注意喚起情報

【継続審査について】

このペット保険の保険期間は1年間であり、1年毎にご継続いただく保険商品です。

ご継続の際にはすべての契約を対象に継続審査を実施しています。継続審査は契約期間中の病気の種類・程度および保険金の請求状況などをもとに行います。審査の結果、ご継続の条件として特定の傷病を補償対象外とさせていただく場合や、ご継続をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。これらの場合には満期日の翌日が属する月の前月10日までにご通知いたします。

【継続契約の保険料について】

継続契約の保険料は、継続契約の保険始期日時点のペットの満年齢に応じて決定されますので、毎年変更となります。また、当社ペット保険における保険金支払状況を検証することにより、保険料率の見直しを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【継続手続きについて】

継続審査の結果、同一の条件(注)でご継続が可能な場合には「保険期間に関する特約(自動継続)」の規定に基づき継続手続きのご案内をいたします。

(注)当社が保険料率などを改定した場合には、改定した内容が適用されます。

<「保険期間に関する特約(自動継続)」による手続きの流れ>

- ① 当社より満期日の約2か月前までに自動継続の確認書をお送りします。
- ② 確認書に記載の継続プラン(前契約と同一の条件)をご確認ください。
- ③ 継続契約始期日の前月10日までにご契約者様より特段のお申出がない場合には、確認書に記載の条件で契約が1年間継続されるものとします。この場合、継続証等をお送りします。
 - *ご案内のプラン以外でご継続されたい場合やその他ご契約内容を変更される場合は別途お手続きが必要となります。
 - *支払方法が「口座振替」の場合は、自動継続の確認書に記載の振替日が払込期日となります。振替日の前営業日までにご指定の金融機関口座に保険料相当額をあらかじめご用意ください。
 - *支払方法が「クレジットカード払」の場合は、自動継続の確認書に記載の利用日が払込期日となり、利用日にご指定のクレジットカードより保険料をお支払いいただけます。
 - *払込期日から1か月を経過した後も保険料をお支払いいただけない場合は、継続契約の保険始期日以降の治療については保険金をお支払いしません。また、継続契約を解除させていただきますのでご注意ください。

(4)保険金請求の流れ (動物病院などへ当社から直接治療費をお支払いすることはできませんので、あらかじめご了承ください。)

治療費のお支払い



動物病院での診療を受けられたら、診療費用をお支払いいただき、**領収書(明細書)をお受け取りください。**また、動物病院に「**治療費用保険金請求書**」の**必要事項(動物病院記入欄)**をご記入いただいでください。

保険金請求書類の送付



保険金請求書の必要事項(被保険者記入欄)を記入し、領収書の原本を同封のうえ、当社に送付ください。**領収書(明細書)の原本も必ず同封ください。**

保険金のお支払い



当社にて、支払保険金の額を算出し、保険金を被保険者のご指定口座へお振込みいたします。

- 同じ動物病院で継続的に治療されている場合などにつきましては、治療のあった月の月末を締め日として、まとめて月単位で翌月10日までにご請求いただくことも可能です。
- 文書作成費用などはお客さまの自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- 被保険者よりご請求いただいた保険金は、特別な調査が必要な場合を除き、請求に必要な事項が記載された「治療費用保険金請求書」と「領収書(原本)」が到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座にお振込みします。
- 当社より動物病院へ治療内容の確認などのご連絡を取らせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

当社の取扱代理店は、本保険契約について締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の領収および領収証の交付、告知の受領などの代理権を有しておりません。

(2)保険会社破綻時などの取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。万が一損害保険会社が破綻した場合には、本契約における事故による保険金のお支払いは、「損害保険契約者保護機構」により保護されます。(ただし、お支払金額が減額される場合があります。)

(3)個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

①当社ではお客さまのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、業務上必要な範囲内で適法かつ公正な手段によりお客さまの情報を収集させていただいており、主に次の目的のために利用します。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、ホームページなどにより公表します。

- ア. ご本人かどうかの確認
- イ. 損害保険契約の見積、引受、維持、管理
- ウ. 適正な保険金、給付金の支払
- エ. 当社および関連会社、提携会社などの各種商品・サービスの案内、提供、管理
- オ. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

②当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ア. 法令に基づく場合
- イ. 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ウ. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- エ. 当社関連会社との間で共同利用する場合
- オ. 損害保険会社間などで共同利用する場合

③当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

④当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で個人データを共同利用することがあります。

⑤当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社・共済、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳しくは、当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。(http://www.axa-direct.co.jp/privacy_policy/)

(4)当社による調査について

当社では、健全な業務運営確保のために治療内容調査、当社指定の獣医師によるペットの診察を行う場合がありますのでご協力ください。

(5)保険金請求について

ご契約後に送付する保険証券に「治療費用保険金請求書」と「保険金の請求方法のご案内」を同封しております。保険金請求の際には、お客さまにご記入いただく項目のほか、動物病院の獣医師に記入していただく項目がございますのでご注意ください。また、「治療費用保険金請求書」や「治療費の領収書(原本)」のほか、「ペット保険普通保険約款」に記載の書類をご提出いただく場合があります。

■ご契約に関するお問い合わせ先

「アクサダイレクト いぬ・ねこのきもち保険」カスタマーサービスセンター
☎ 0120-324-384 (通話料無料)
受付時間: [月~金] 9:00~19:00 [土・日・祝] 9:00~17:00

■保険金請求・お支払いに関するお問い合わせ先

カスタマーサービスセンターで契約者様専用受付
☎ 0120-800-044 (通話料無料)
受付時間: [月~金] 9:00~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます。)

■お客さまからのご意見・苦情などに関するお問い合わせ先 お客様相談室

☎ 0120-449-669 (通話料無料)
受付時間: [月~金] 9:00~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます。)

■保険会社との間で問題を解決できない場合

＜指定紛争解決機関＞ **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

受付時間: [平日] 9:15~17:00
(土・日・祝日・年末年始などを除きます。)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

【取扱代理店】